

○長浜市附属機関設置条例

平成25年 9 月30日 条例第27号
最終改正 令和 6 年 3 月25日 条例第16号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置等)

第 2 条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の所掌する事務は、別表所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

3 附属機関の委員（次条に規定する専門委員その他の臨時の委員を除く。）の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

(専門委員等)

第 3 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第 4 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委員の守秘義務)

第 5 条 附属機関の委員（第 3 条に規定する専門委員その他の臨時の委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月 1 日から施行する。

(長浜市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 長浜市特別職報酬等審議会条例（平成18年長浜市条例第41号）

(2) 長浜市公有財産審議会設置条例（平成18年長浜市条例第57号）

(3) 長浜市高齢者保健福祉審議会条例（平成18年長浜市条例第124号）

(4) 長浜市国民宿舎豊公荘運営審議会条例（平成18年長浜市条例第129号）

(5) 長浜市公共下水道事業審議会条例（平成18年長浜市条例第166号）

(6) 長浜市総合計画審議会条例（平成18年長浜市条例第229号）

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関及びその委員その他の構成員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員その他の構成員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際市長又は教育委員会が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員その他の構成員についても、同様とする。

4 附則第 2 項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても、同様とする。

附 則（平成26年 3 月28日 条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年長浜市条例第39

号)の一部を次のように改正する。

別表長浜市病院事業倫理委員会の委員の項の次に次のように加える。

ながはまグローバルチャレンジ応援事業 審査会の委員	識見を有する委員	
	日額	15,000円
	その他の委員	
	日額	4,400円

附 則 (平成27年2月28日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行の日から施行する。(後略)

附 則 (平成27年3月20日条例第21号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月20日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日条例第19号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月25日条例第22号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日条例第21号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日条例第12号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月23日条例第14号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日条例第16号)

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。
(令和6年6月規則第65号で、同6年6月25日から施行)

別表(第2条関係)

執行機関	附属機関	所掌事務	委員の定数
市長	長浜市公有財産審議会	公有財産等の取得、管理及び処分並びにこれらに関連する事項について調査審議すること。	13人以内
	長浜市公共施設マネジメント推進委員会	公共施設に関する基本方針及び計画の策定並びに公共施設の管理の最適化その他公共施設マネジメントの推進に関し必要な事項を調査審議すること。	15人以内
	長浜市特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに地方自治法第100条第14項の政務活動費の額に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内
	長浜市不祥事再発防止委員会	不祥事再発防止に向けた対策及び運用に関し必要な事項を調査審議すること。	5人以内
～以下、省略～			